

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成27年7月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	4件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500003号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1500013号

第1 結論

昭和61年7月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年7月から昭和62年3月まで

私は、昭和62年4月又は同年5月頃に妻と一緒にA市B区役所に行った際、年金の窓口で、請求期間については、国民年金に加入し、保険料を納付しなければ後で大変なことになると言われた。このため、夫婦で国民年金に加入し、後日、私が13万円又は17万円ぐらいの夫婦二人分の保険料を、同区役所の窓口でまとめて納付した。

ねんきん特別便で、請求期間の加入記録がないことを知ったが、私の年金手帳には国民年金の手帳記号番号等の記載があり、これは、保険料を納付した証拠と考えられる。一緒に国民年金に加入し、私が保険料を納付した妻の昭和61年7月から昭和62年3月までの保険料については、納付済みとされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間については、オンライン記録によると、国民年金に未加入とされているところ、請求者が所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号欄には、妻と連続する番号が押印され、国民年金の記録(1)欄には、請求期間について、第1号被保険者として被保険者資格を取得及び喪失していたことが記載されており、これらは二重線で抹消されていることが確認できる。

国民年金記号番号払出簿及びオンライン記録によると、妻の国民年金手帳記号番号は、昭和62年5月頃に払い出されたと推認されるため、この頃に請求者及びその妻の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、請求者及びその妻の請求期間に係る被保険者資格を、第1号被保険者として遡って取得及び喪失する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、請求期間の保険料については、過年度保険料として納付することが可能であった上、請求期間は9か月と短期間である。

また、請求者は、請求期間の保険料を妻の分と一緒に納付し、保険料額は 13 万円又は 17 万円ぐらいであったとしているところ、請求期間に係る夫婦二人分の保険料を納付した場合の合計金額は、12 万 7,800 円となり、請求者の記憶する保険料額とおおむね一致する上、妻については、請求期間の保険料が昭和 62 年 7 月 10 日付けで過年度保険料として一括納付されていることが確認できる。

しかしながら、請求者が所持する年金手帳においては、前述のとおり、国民年金手帳記号番号等について、二重線で抹消されていることが確認できる。当該記載に関して、A 市は、i) 加入手続時期において、請求者が強制適用に該当すると思い、一旦は年金手帳に被保険者資格の取得及び喪失の記録を記載したものの、請求期間については、大学院生であったことが分かり、本来は強制適用ではなく（制度上、学生は平成 3 年 3 月までは任意加入対象者）、届出日から遡って加入させることができなかつたため、被保険者資格の取消しを行ったこと、ii) 請求者は、加入手続時期において、厚生年金保険の被保険者であった上、請求期間以外に国民年金の被保険者資格を取得していた期間もなかつたため、請求者に係る国民年金手帳記号番号も抹消したことが推測される旨の回答をしている。これらを踏まえると、請求者の加入手続時において、同市が、請求者に対し国民年金手帳記号番号を払い出し、請求期間について被保険者資格を取得及び喪失する事務処理を行ったことについては不適切ではあったものの、請求者の年金手帳の国民年金手帳記号番号等が二重線で抹消されていることについては、上述の理由により行われたのであれば、不適切な事務処理であったとまでは言い難い。

また、第 1 号被保険者として資格を遡って取得し、過年度保険料として納付可能な期間があった場合、当時、その納付書は、原則、被保険者の資格に関する届書等が市町村から社会保険事務所（当時）に送付され、社会保険事務所において被保険者資格の取得の事務処理が行われた後に作成されていた。妻の請求期間に係る保険料については、オンライン記録によると、上述の加入手続（昭和 62 年 5 月頃）後、被保険者資格の取得の事務処理が昭和 62 年 7 月 2 日付けで初めて行われ、その後、昭和 62 年 7 月 10 日付けで保険料が一括納付されているため、上述の一連の事務処理によって作成された過年度保険料に係る納付書が使用されていたものとみられる。これに対し、請求者については、オンライン記録において、年金手帳に記載のある国民年金手帳記号番号を用いて被保険者資格を取得する事務処理が行われた形跡が見当たらないことを踏まえると、妻とは状況が異なり、請求者に対し、過年度保険料に係る納付書が作成されることはなく、妻の保険料が納付されていることをもって、請求者に係る請求期間の保険料が納付されていたとまでは推認することはできない。

さらに、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500142号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1500014号

第1 結論

昭和45年2月から同年3月までの請求期間、昭和47年1月から同年5月までの請求期間及び昭和52年7月から昭和54年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和45年2月から同年3月まで
② 昭和47年1月から同年5月まで
③ 昭和52年7月から昭和54年7月まで

請求期間①、②及び③については、いずれも国民年金の未加入期間とされている。しかし、私は、会社を退職する都度、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は、昭和53年末頃までは同区役所で印紙を購入し、年金手帳に貼付した上、押印をしてもらっていた。昭和53年末頃以降の保険料は、当時勤務していたC社に来ていたD銀行の職員に依頼し、納付書により納付した。私の年金記録は、オンライン化する際に抹消されたものと思われるが、納付した保険料額を明確に記憶していることや、同銀行の職員に保険料の納付を依頼していたことは当時の上司、同僚も見っていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が陳述する請求期間①、②及び③の保険料額は、当時の保険料額と一致する。

また、請求期間①は2か月、請求期間②は5か月と短期間である上、請求者が陳述する保険料の納付方法は、請求期間①及び②の当時の取扱いと一致している。

しかしながら、請求期間①、②及び③については、いずれも厚生年金保険被保険者期間に挟まれた期間であり、その都度、国民年金の被保険者に係る資格取得及び資格喪失の手続を行う必要があったところ、請求者は、資格取得の手続については、会社を退職する都度、B区役所で行ったとしているものの、資格喪失の手続については自ら行った記憶はないとしていることから資格喪失手続の詳細は不明である。

また、請求者が所持していた年金手帳は、昭和49年11月から使用が開始された制度共通のものであり、請求者は会社を退職する都度、加入手続を行ったとしていると

ころ、当該手帳には国民年金の手帳記号番号及び国民年金の記録（１）のいずれもが記載されておらず、空欄とされている上、紙台帳検索システム及びオンライン記録においても、請求期間①、②及び③について、請求者が国民年金の被保険者資格を取得した形跡は見当たらないことから、請求期間①、②及び③に係る請求者の国民年金被保険者資格の詳細は不明である。

さらに、請求者は、請求期間③の直前において、厚生年金保険被保険者期間は 230 月であり、厚生年金保険の受給資格要件を満たすためには 10 か月不足していたところ、請求者に係る厚生年金・健康保険被保険者原票によると、請求者は昭和 52 年 11 月 24 日に、請求期間③のうち、その始期である昭和 52 年 7 月 1 日から昭和 53 年 5 月 1 日までの 10 か月間、厚生年金保険の任意継続である第四種被保険者（被保険者期間が 10 年以上である者が、被保険者でなくなった場合において、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていないときは申し出て被保険者となることができる。）として加入していたことが確認できる。当該第四種被保険者資格については、昭和 53 年 1 月に取消しされているものの、当時、請求者は、厚生年金保険の 20 年の受給資格を確保することを意図していたことがうかがわれることから、請求者が請求期間③の始期である昭和 52 年 7 月から、国民年金に加入し、保険料を納付したと推認することはできない。

加えて、請求者は、請求期間③の保険料について、昭和 53 年末頃までは、A 市 B 区役所で印紙を購入し、年金手帳に貼付した上、押印をしてもらい、昭和 53 年末頃以降は、当時、請求者が勤務していた C 社に来ていた D 銀行の職員に依頼し、納付書により納付したとしているが、A 市によれば、同市 B 区では昭和 50 年度から納付書による保険料徴収を行っており、請求者の陳述とは相違している。

このほか、請求者は、請求期間③のうち、昭和 53 年末頃以降の保険料納付について、D 銀行の職員に依頼していたことを見ていた者として当時の上司及び同僚の 3 名を挙げているものの、3 名のうち、1 名については請求者は名を記憶していないため特定が困難であり、残りの 2 名については既に亡くなっていることから、当時の状況を確認できず、請求者が請求期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる事情を見いだすことができない。

その上、請求者が請求期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500160号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1500015号

第1 結論

平成元年4月から平成2年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年4月から平成2年12月まで

私は、仕事を辞めてから、国民年金に再加入するよう区役所の窓口で勧められたものの、加入を拒んでいた時期もあった。その後、再加入の手続については、記憶は定かではないが、保険料の納付については、何度も届く請求書類が煩わしくなったため、まとめて納付した方が気分が楽になるのではと考え、夫とも相談した上、請求期間を含め未納であった期間の保険料をまとめて1回で納付した記憶がある。まとめて保険料を納付してスッキリした感覚が鮮明に残っているので、未納は残っていないと思っていた。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は21か月と比較的短期間であり、請求者は、請求期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納はなく、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和63年3月頃に払い出されたものと推認され、請求者の国民年金被保険者資格については、請求者が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和63年2月に取得し、共済組合加入員資格を取得した昭和63年4月に喪失する事務処理が行われていることが確認できる。その後、請求期間に係る国民年金被保険者資格については、同手帳記号番号を用いて、請求者が共済組合加入員資格を喪失した平成元年4月に再取得したとされているものの、当該国民年金被保険者資格については、遡って再取得する事務処理が平成4年6月25日付けで行われたことが確認できる。この事務処理時期を基準とすると、請求者は、請求期間のうち、平成2年5月から同年12月までの保険料を過年度保険料として納付することが可能であった。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続については、いつ頃

手続を行ったのかはっきりした記憶はないとしており、請求期間に係る保険料納付についても、納付した季節や時期的なことは覚えていないとしていることから、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、請求期間のうち、平成元年4月から平成2年4月までの保険料については、前述のとおり、請求期間に係る被保険者資格は、遡って再取得する事務処理が平成4年6月に行われたことが確認でき、この事務処理時期を基準とすると、当該期間の保険料については、既に2年の時効が成立していることから、請求者は、当該期間の保険料を遡って納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、請求期間のうち、平成2年5月から同年12月までの保険料については、前述のとおり、請求者は、当該期間の保険料を過年度保険料として納付することが可能であったものの、i) 請求者は、何度も届く請求書類(納付書)が煩わしくなったため、保険料を納付した旨の主張をしており、前述の再取得の事務処理後、すぐに保険料の納付を開始したわけではなかつたものとみられること、ii) 上述のとおり、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について、請求者の記憶は必ずしも明確ではないことを踏まえると、請求者が、当該期間の保険料を遡って納付したことを推認する事情が見いだせない。

加えて、請求者が請求期間当時居住していたA市及びその後居住していたB町(現在は、C市)の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、オンライン記録と同様、請求者が請求期間の保険料を納付していた形跡は見当たらない。

その上、請求者は、当時、行政側から請求された期間の保険料をまとめて納付したのは1回のみである旨の陳述をしているところ、請求期間直後の平成3年1月から平成4年3月までの保険料については、過年度保険料として納付されていたものとみられることから、請求者がまとめて納付したとしている保険料納付の記憶については、請求期間に係る被保険者資格を再取得する事務処理後に送付された何回目かの納付書を用いて、その時点で2年の時効が成立していなかつた請求期間直後の保険料を納付した際のことを指している可能性も考えられる。

このほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、前述の昭和63年3月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500161 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500016 号

第 1 結論

昭和 55 年 4 月から昭和 57 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 10 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 55 年 4 月から昭和 57 年 3 月まで

私は、請求期間の直前は会社に勤務していたが、交通事故のケガの治療に専念するため、昭和 55 年 4 月に会社を退職した。国民年金の加入手続は、A 市 B 区役所ですぐに行い、請求期間の保険料を納付していた。

また、私は、保険料の免除申請や追納をしたこともないのに、請求期間後に追納したと記録されている期間があることから、私の年金記録は間違っていると思う。

請求期間の保険料について、未納にはしていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は 24 か月と比較的短期間である上、請求者は、国民年金加入期間において、請求期間を除き保険料を全て納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求期間に関しては、i) 国民年金被保険者台帳によると、請求期間に係る被保険者資格の取得については、請求者に対して昭和 48 年 1 月頃に払い出されていた国民年金手帳記号番号を用いて、昭和 57 年 10 月頃に社会保険事務所（当時）において台帳に記録する事務処理が行われていた形跡が確認できること、ii) 国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと、iii) オンライン記録によると、請求期間直後の昭和 57 年度の保険料については、当時、一旦免除され、後に追納されており、当時の免除承認は、免除申請のあった日の属する月前の直近の基準月からとされていたため、昭和 57 年 5 月から同年 7 月までの間に、免除申請が行われていたものとみられることを踏まえると、請求期間に係る国民年金加入手続は、昭和 57 年 5 月から同年 7 月までの間に初めて行われ、昭和 55 年 4 月まで遡って被保険者資格

を再取得する事務処理が行われたものと推察される。このため、請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であったことから、請求期間の保険料を現年度保険料として納付することはできなかったものと考えられる。

また、A市の国民年金保険料検認状況一覧票（昭和57年度）においては、得喪歴史欄のコードは「1」（もれ者）と記載されていることが確認でき、同市の国民年金被保険者名簿においては、請求期間（昭和55年度及び昭和56年度）の記録は記載されていないことが確認できる。これらについて、同市は、国民年金保険料検認状況一覧票の当該記載内容については、加入手続が漏れており、遅れて手続した者を指し、国民年金被保険者名簿については、通常、加入手続をした年度分から存在するため、請求者は当該年度中に加入手続を行っていないかと思われる旨の回答をしている。

さらに、請求期間の保険料については、前述の加入手続が行われたと推察される昭和57年5月から同年7月までの間において、過年度保険料として遡って納付することが可能であったものの、請求者は、請求期間の保険料を遡って納付したことはないとしていることから、請求者が請求期間の保険料を過年度保険料として納付したと推認することはできない。

加えて、オンライン記録によると、請求期間後の昭和57年度から昭和59年度までの保険料については、当時、一旦免除され、後に追納されており、このことについて、請求者は、保険料の免除申請を行ったことや追納をした覚えもないため、自身の年金記録が誤っているのではないかとの疑念を抱いている。しかし、A市の国民年金保険料検認状況一覧票を見ると、いずれの年度もオンライン記録と同様、一旦は保険料が免除されていたことが確認できることから、これら年度の保険料が免除されていたことについて不自然さは見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。